

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

アキレス株式会社

代表取締役社長 伊 藤 守

第96回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第96回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第96期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案** 剰余金の処分の件
本件は原案どおり承認可決され、期末配当金は普通株式1株につき金4円と決定いたしました。
- 第 2 号 議 案** 株式併合の件
本件は原案どおり承認可決され、当社普通株式10株を1株に併合すること、および発行可能株式総数を7千万株とすることを決定いたしました。なお、平成28年5月26日開催の当社取締役会で決議いたしました単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）ならびに本株式の併合および発行可能株式総数の変更が効力を生じる日は、平成28年10月1日です。
- 第 3 号 議 案** 取締役8名選任の件
本件は原案どおり承認可決され、取締役に次の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
伊藤 守、小林英明、美濃 眞、藤澤 稔、日景一郎、荒木謙一郎、永島照明、米竹孝一郎
- 第 4 号 議 案** 監査役1名選任の件
本件は原案どおり承認可決され、監査役に有賀美典氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役に笠原智恵氏が選任されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会におきまして、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役 社 長	伊藤 守
専務取締役	小林英明
常務取締役	美濃 眞

なお、上記により今後の取締役、監査役および執行役員は、第96期報告書の13頁に記載のとおりとなりました。

配当金のお支払いについて

第96期期末配当金（1株につき4円）は、同封の「配当金領収証」にてお受け取り下さい。

口座振込をご指定の方は「配当金計算書」、「お振込先について」をご確認下さい。

確定申告の際には、同封の「配当金計算書」をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様につきましては、お取引の証券会社にご確認下さい。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

平成28年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株へ変更することに併せて、当社普通株式10株を1株に併合することになりました。つきましては、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式および議決権

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

2. 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

〒168-8507	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号	0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上